

君津中央病院企業団議会 平成20年3月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成20年2月13日をもって平成20年2月26日午後3時に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 石井量夫、3番 川畑喜代志、4番 藤井 修、
5番 大瀬 洋
6番 武次治幸、8番 三平正昭、9番 平野和夫、10番 小野光正、
11番 福原孝彦
12番 鈴木啓二郎

欠席議員

7番 高橋謙治

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 内山輝雄、総務課主査 亀田陽一郎

3 説明のため出席した者は次のとおりである。

企業長 福山悦男、監査委員 鈴木征二、病院長 磯部勝見 事務局長 木村茂俊、

事務局次長 佐藤貞雄、事務局次長 元木貞雄、経営企画室長 鶴岡幸夫、
総務課長 吉堀正廣、財務課長 小河原茂之、管財課長 鈴木敏雄、医事課長 山崎博史、

分院長 桐谷好直、副院長兼看護学校長 鈴木紀彰、副院長 田中 正、
医務局長 柴 光年、医療技術局長 土屋俊一、看護局長 長谷川和子、
地域医療センター長 高橋秀禎

4 会議に付した事件は次のとおりである。

・議案第1号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する
条例の制定につ

いて（質疑、討論、採決）

・議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例

の制定について（質疑、討論、採決）

- ・議案第 3 号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について（質疑、討論、採決）
- ・議案第 4 号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- ・議案第 5 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組
合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について
（質疑、討論、採決）
- ・議案第 6 号 平成 19 年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第 4 号）につい
て（質疑、討論、採決）
- ・議案第 7 号 平成 20 年度君津中央病院企業団病院事業会計予算につい
て
（質疑、討論、採決）
- ・議案第 8 号 平成 20 年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運
営費負担金
及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦につい
て
（質疑、討論、採決）

（午後 3 時 00 分開会）

<副議長>

皆さん、こんにちは。公務ご多忙中ご苦労さまでございます。

本日は高橋議長が都合により欠席でございますので、まことに僭越ではございますが、役目

柄、不なれな私がかかりまして君津中央病院企業団議会定例会の議事進行を務めさせていただきます

きますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、石井勝議員がおくれる旨の報告がございました。

ただいまの出席議員数は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 20 年

3 月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで福山企業長から招集のあいさつをお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

平成19年度も余すところ一月となり、議員の皆様には市議会の開会を控えご多忙中のとこ

ろをご参集賜り、まことにありがとうございます。

初めに、病院事業の現在の経営状況についてご報告申し上げます。

1月までの10カ月の月次決算がまとまっておりますが、本院が附属看護学校事業を含めま

して2億2,000万円の赤字、分院が6,300万円の黒字、企業団総体で約1億

6,000万円の赤字でございます。7対1看護配置の効果もあり、診療単価は増大しており

ますが、入院、外来ともに患者数の減少により、収益の確保が厳しい状況となっております。

残る一月で年度決算を黒字に転ずるのは厳しい状況にありますが、極力赤字額を縮小するよう

に努めることにいたします。

続いて、平成20年度の診療報酬改定について申し上げます。

予定される改定は、技術料の0.38%引き上げ、薬価等の1.2%引き下げにより、医療

費ベースで0.82%の引き下げとされており、緊急課題として病院勤務医の負担軽減策等が

盛り込まれているというものでございます。医療崩壊が叫ばれ、国の医療制度についてさまざま

まな批判的な論調もありますが、社会保障費の一つとしての医療費の抑制政策という基本は変

わらず、薬価等が今後も引き下げられていくものと思われま

す。薬価等が引き下げられ、差益がますます縮小する状況下、国の医療政策、診療報酬制度に対

応しながら収益を確保するため、収益の柱である入院診療費について、平成20年度は、投薬、

注射の薬品収入が1日当たりの定額医療費に丸められるDPCという包括算定方式を導入して

まいりますとともに、この算定方式の導入をより効果的な収益増につなげるため、入院時の諸

検査等の事前外来化や後発医薬品の採用拡大を図ってまいります。このことは外来収益の増加

となり、また入院期間の短縮など、患者の負担軽減にもなるものでございます。

本定例会には4件の条例案、1件の協議案、当年度補正予算案、そして新年度の予算案及び構成市負担金案を提案させていただいております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

<副議長>

日程に先立ちまして諸報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりです。日程表に基づき進行いたします。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

企業団議会会議規則第93条の規定により、石井勝議員及び藤井修議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日上程の議案は8件です。

朗読については省略しますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な文言整理をしようとするものでございます。

議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な文言整理及び規定整備をしようとするものでございます。

議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業長の給与の種類に診療手当というものを加え、医師である者が企業長を務め、診療業務に従事する場合には、これを支給しようとするものであり、全国の同様の例に倣おうとするものでございます。

また、期末手当の支給率を一般職の職員の給与改定に伴い、職員の期末勤勉手当の支給率に準じて年間0.05月分を引き上げようとするものでございます。

議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第2号と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な文言整理をしようとするものでございます。

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、消防救急無線の広域化、共同化を図るためには、その設備の整備及び管理について県域一組織管理が適当であることから、

当該組合の事務に加えるべく、規約の規定を改正したい旨、協議があったので、議決を求め
るもの
でございます。

議案第6号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第4号）については、
企業団の業務予定量のうち、入院、外来合わせて本院事業の患者数5万1,644人の減少を見込むことから、企業団全体として67万6,205人から62万4,561人に減らす一方、患者1人1日当たりの収益については本院事業において入院で1,350円増しの4万7,100円、外来で650円増の8,850円が見込めるもので、分院事業の女性専用外来運営費県費補助金廃止による医業外収益の減147万1,000円を合わせ、収益的収入及び支出について、企業団の収入総額163億2,906万5,000円を3億3,987万1,000円減額して、159億8,919万4,000円に補正し、同じく企業団の支出総額163億2,906万5,000円を、主に給与費において不要額が生じることから、2億12万1,000円減額して、161億2,894万4,000円に補正しようとするものでありまして、この結果、1億3,975万円の損失が生じると見込むものでございます。

資本的収入支出につきましては、本院のCTスキャナーを更新することにより1億3,800万円、企業債の繰上償還を行うことにより2億6,973万8,000円を増額補正しようとするものであり、財源は過年度損益勘定留保資金をもって充てようとするものでございます。

特にCTの更新につきましては、循環器疾患やがん診療において威力を発揮する64列という機種を導入しようとするものでございます。64列は現時点では市中の病院に整備してコストパフォーマンスの得られる最高機種とされておりまして、本院の使命とする高度医療、急性

期医療にとって不可欠のものでございます。また、昨年来、医師確保対策として医師の給与面等を初めとする処遇改善を進めてまいりましたが、勤務医が高い使命感を持って志気を維持して働けるだけの環境整備も重要でありまして、千葉大学医学部の主要な関連病院等では既に整備されている当該機種を導入することは、企業団の医師確保対策上も緊要なことと考えております。

議案第7号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、企業団の業務予定量として、入院患者21万9,365人、外来患者41万375人を見込み、これによる医業収益144億3,290万7,000円に、構成4市負担金15億円を主とする医業外収益16億2,313万3,000円、これに看護師養成事業収益等1億4,850万2,000円を加えた企業団の収入総額162億454万2,000円を予定いたしました。

費用については、医業費用151億8,322万1,000円、企業債償還利息4億1,732万1,000円を主とする医業外費用8億2,333万7,000円、これに企業団管理費、看護師養成事業費用及び特別損失等1億9,798万4,000円を加えた企業団の支出総額162億454万2,000円を予定し、病院事業を取り巻く状況の厳しい中、中期経営計画に基づき、構成市負担金を2億円減額しながら、DPC方式の導入など収益の確保を旨として、費用の圧縮に努めて、収支均衡予算を編成したところでございます。

資本的収入及び支出につきましては、医療機械器具や医療に必要な備品の整備費に3億9,442万円、企業債償還金9億9,935万1,000円など投資総額13億9,717万3,000円でありまして、予定する収入としては、千葉県の実施とタイアップしての医師研究資金貸付制度による補助金120万円のみでございますので、費用のほぼ全額を損益勘定留

保資金をもって補てんすることとしております。

最後に、議案第8号 平成20年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負

担金並びに君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦については、当地域の中核病院とし

て事業の安定的な継続に欠かせない構成4市負担金として総額15億円のご負担をいただきました

く、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

<副議長>

提案理由の説明が終了したので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院附属看護学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明をお願いいたします。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

企業長の給与につきましては、地方公営企業の経営者としての職務に対して支給されておりますが、現在の医師の確保が困難な状況から、医師としての診療業務にも従事しております。

本条例は、このため、医師である企業長が診療業務に従事する場合には、既定の企業長の給与

に加えまして診療手当を新設し、支給しようとするものでございます。その額は、一般職の常

勤医師と同額の月額19万6,000円とさせていただきます。また、期末手当につきまして

は、一般職員の例に倣い、支給割合を年間0.05月分引き上げようとするものでございます。

一般職員につきましては遡及いたしますけれども、企業長については施行は平成20年4月

1日とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

＜副議長＞

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員であります。

議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員であります。

議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正

する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村

総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

討論を省略し、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事

務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第6号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)につ

いてを議題といたします。

補足説明をお願いいたします。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第6号、補正予算について補足説明いたします。

泌尿器科等一部診療科目の休診や医師、看護師の確保の困難さなど、最近までの状況を踏ま

えまして補正予算を編成させていただいたところでございます。

議案書の「補正予算に関する説明書」の11ページをごらんください。補正額のうち主なも

のについてご説明いたします。

本院事業収益でございますけれども、入院については2億7,285万3,000円の減額、

外来については7, 460万2, 000円の減額とさせていただくものでございます。

その主な理由ですが、入院、外来ともに診療の単価は上がっているものの、入院については患者数が1日当たり34人の減少、外来については1日当たり160人の減少となっており、その影響によるものです。

分院事業収益の国県補助金147万1, 000円の減額でございますが、これは千葉県的女性専用外来運営費補助金が廃止されたことによるものでございます。

次に、支出であります。本院事業の医業費用の給与費について3億3, 900万円の減額ですが、その主な理由は看護師の見込み数の確保が困難だったことによるものでございます。

材料費につきましては7, 200万円の増額となっておりますけれども、その主な理由は心臓カテーテル室、アンギオ室、血管造影検査でございますけれども、手術室などにおける診療材料の使用増加によるものでございます。

資産減耗費の2, 250万円の増額でございますけれども、次の資本のほうで詳細をご説明いたしますけれども、新式の医療機械の購入に伴い、使用しなくなる現在の機械の処分に伴うものでございます。

4の特別損失でございますけれども、6, 932万4, 000円増額させていただきます。これは最高裁の平成17年11月の判決により、医療費の債権は民法上の債権とされたことによりまして、消滅時効は3年とされました。消滅時効が5年とされております従来の地方自治法に基づく公法上の債権には当たらないこととされたことによりまして、医療費の未収分のうち企業団で努力しても徴収の見込みのない平成16年度以前の自己負担分の医療費について、まとめて会計上の不能欠損処理をさせていただくものでございます。

ただし、このたび、民法上の債権とされたことにより、時効は、3年経過後、債務者である

患者が主張して初めて、これは援用というふうに言っておりますけれども、初めて成立すると
いうことで、企業団の患者に対する債権が援用によって消滅することになります。このため、
消滅時効が成立した債権であっても、不能欠損処理後も援用されない限り、引き続き管理され
ていくこととなります。

企業団としては、未収金を発生させないことを第一に、発生した場合には催告や分納の誓約、
家庭訪問など、速やかに、また計画的に対応し、回収に努めるとともに、悪質と判断される場
合には、民事訴訟法に基づく支払い督促など司法上の措置も行っていくこととしております。

次に、12ページの資本的収入及び支出のうち、収入は補正がありませんので、支出のほう
をごらんください。

設備費ですが、1億3,800万円を増額させていただくものでございますけれども、CT
スキャナーの64列という医療機械の導入を図ろうというものでございます。この機械は、比
較的体への負担が大きい心臓カテーテル検査にかわって冠動脈造影検査を行えるなど、従来の
CTに比較して高速撮影、精密で高画質画像を得ることが可能で、入院で必要であったものが
通院で可能になるなど、患者にとっても、医師にとっても効用があり、県内でも導入を図る医
療機関がふえているところでございます。医師からも導入を強く要望されており、この4月か
ら予定しているDPCの導入にあわせ、早急に入れさせていただきたく、補正させていただく
ものでございます。

なお、導入に伴い、現在の機械のうち1台が使用できなくなることに伴いまして、前ページ
の収益的収入及び支出予算において固定資産除却の措置をとらせていただくこととなります。

次に、企業債償還金の増額2億6,973万8,000円につきましては、国によります
19年度から3年間の補償金免除の高金利企業債の繰上償還を認める施策に従いまして、金利

7%以上の企業債について全額返済しようとするものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、全員協議会で木更津の石井議員のほうからご要望がございました平成19年度、本年度の500万円以上の医療機器の購入契約の資料を添付させていただきましたので、ごらんください。

以上でございます。

<副議長>

補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

早速、この定価と契約した機械器具についても——ここに二、三行というよりも、500万円以上のものについて出てきていますけれども、実際の購入は、これを見ますと、材料費だけで薬品を入れても31億円となっているもので、これはごくわずか、ほんの一部だと思うんで、今後やはり資料としてもらうときには、僕は言ったんですけれども、今後はなるべく100万円以上のものを出していただきたいというふうに考えます。

については、これについて質問いたします。

これを見ますと、定価と契約金額が余りにもかけ離れ過ぎている。定価が3,300万円のものが、2番目ですね、710万円。次の3番目、4,500万円が2,300万円。ひどいものになると、X線テレビは2億4,000万円ですかね、2億4,000万円のものが3,700万円と。このように—まあ医療器具というのはこういうふうに見積もって、初めは定価で入れて随分損したような時代もあったんですけれども、余りにもかけ離れると、こちらは、やはりその業者の信憑性について非常に疑ってかかってしまう。

ですから、やはり業者の信憑性を、ではどういうふうにたすかといいますと、ここに——今度契約相手名がありますよね。契約相手名が、ここに出ているだけでアイテ

館と日本光電とジャメックスというんですか、ほんの数社に限られている。そうすると、30億円のものが、恐らくほかのものについても同じような業者で来るのではないかと。そうすると同じ業者が、たとえ入札されたとしても、同じ数社がぐるぐる、ぐるぐる回って契約をとれば、これも一種の談合ではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

要するに僕の考えは、改善するなら、入札業者をもっと多く入れろということなんです。

それから、ここに書いてあるのは、みんなメーカーではないですよ。メーカーはあるんですかね、日本光電があるんですかね。では、メーカーを何で入札に参加させないのか、何で途中の業者を入れるのか。やはりそういうところもおかしなものですから、ひとつその点についての説明をしてください。

ですから、入札について今後その数をふやして、もっといろいろなところから入札させるような形がとれないかどうか。

2点目は、余りにもかけ離れた金額は、やはり普通の一般常識ではこういうのは通用しないと思うんです。半値で買ったり、ひどいのは最終的に7分の1ですかね。そうすると、こんなのを本当に信用できるのかどうかということがあつたものですから、その点についての説明をお願いします。

<副議長>

鈴木管財課長。

<管財課長>

それではご質問に対してお答えします。

最初の、業者の選定でございますが、これにつきましては、君津中央病院企業団財務規程の規定によりまして、10万円以上の医療機械につきましては、設計金額が80万円以上につきましては入札を実施することとなっております。それによりまして、当企業団に登録されております業者——指名競争入札参加資格者名簿に登載されている業者を、納入実績等を

考慮いたしまして、建設工事等指名業者選定審査委員会において業者選定をしております。また、設計金額により指名業者の定数が定められておりまして、設計金額が500万円未満にあつては5社以上、設計金額が500万円以上1,000万円未満にあつては6社以上、設計金額が1,000万円以上5,000万円未満にあつては8社以上、設計金額が5,000万円以上1億円未満にあつては10社以上、それから1億円以上にあつては12社以上という形での選定審査委員会の指名業者の定数が定められております。これによりまして名簿に登載されている業者、それからメーカーを選びまして、その選定審査委員会の中で業者決定をしております。

次に、メーカーが入らないかということでございますが、メーカー直で業者登録されているものにつきましてはメーカーを加えておりますけれども、メーカーが代理店を指定したものにあつては、代理店のほうに業者指名をしております。

それから、金額の差でございますが、納入医療機器の見積書を取りまして、その価格に基づきまして設計金額を定めて入札をいたしますと、これだけの入札結果になりまして、このような大きな値引率となっております。

今回ここに掲げてございます9件の医療機械につきましては、すべて指名競争入札で実施しております。

以上でございます。

<副議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

業者は、1億円以上だったら12社と、そうなるということはわかったんですけども——指名競争入札ですから同じようなものが出てきてもしようがない、というような意味にとられるんですけども、やはりもっと広く、もっと入札業者を外に求めたほうがいいのではないかと。

と思うんですけれども、その点についてひとつお答え願いたい。要するに、すそ野を広げるつもりはないのかどうか。

それから次に、ここに出ている500万円以上のもので、こう来て実際の契約金額を見ます

と、全部大体1億円ちょっとですよ—1億円ちょっとですよ。そうすると、こちらのほ

うの機械器具を入れるときは三十数億円、もちろん薬品を含めてでしょうけれども、そうする

と、やはりこの500万円以下のものがそろそろ、そろそろあるのではないかと思うので、

500万円以上のものについてそろそろあったときにいかなふうになっているのか。まさか

随契はないでしょうね。随契があるかどうかをお答えください。

それから、今言ったように、もっと入札をふやす考え方がないのかどうか。

それと、500万円以下については一体どういうふうな契約でやっているのか、それをひと

つお答えください。

<副議長>

鈴木管財課長。

<管財課長>

指名競争入札を実施するに当たりましては、当企業団の指名競争入札参加者名簿に登録され

ている業者から選びなさいということになっておりますので、その中から選定をしてございま

す。

それから、今回、平成19年度の医療機械でございますが—ここに掲げてございますのは

500万円を超えるものですが、そのほかに34件ほどの医療機械の購入がございます。先ほ

ど申しましたように、10万円以上の医療機械で設計金額が80万円以上につきましては入札

としておりますので、それらのものについてはほとんど入札としております。それ以外の

80万円以下につきましてはそれぞれ2社以上の見積もりをとることをしてございますので、

見積もりによります随意契約をしているところでございます。

以上でございます。

<副議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、やはり業者名が浮かび上がってこないことには何ともわからないものですから、すぐでなくてもよろしいですから、この次の議会にあわせて、ひとつ満遍なく業者名を挙げていただきたい。前に一度こういうものを見たときに、業者がぐるぐる、ぐるぐる次から次へと受けているものですから、それは全く談合と同じではないかというような感じを受けたものですから、ひとつ業者名を、面倒くさいでしょうが、今回時間がなかったので500万円以上と切ったんですけれども、ひとつこの次には業者名をすべて明らかにしていただきたい。

それから、特に80万円以下は見積もり合わせなんでしょうけれども、見積もり合わせというのも確かに、それは2者でいいんでしょうけれども、そういう見積り合わせになるとやはり随契に近くなってくる。金額的にやはりこういうふうに集まったものが固まりが30億円——薬品を含めてですけれども、30億円になった場合には、やはり見積もり合わせでいかなものかというふうに思うものですから、もちろん適正な見積り合わせができていけば構わないんですけれども、いかがかと思うので、ひとつ業者名だけはこの次に資料をひとついただきましたと、そういうふうにお願いします。

今のところ、それを見てからまたしますので、この次の議会のときに申し上げます。要望と

<副議長>

ほかにございませんか。

藤井議員。

<4番 藤井 修議員>

1点だけ確認させていただきたいんですがございますけれども、収入のほうの分院事業収益の中で、いわゆる国県補助金147万1,000円、女性専用外来への、県が休止になったという

ことで減額補正になってはいますが、この背景等をお聞かせ願いたいと思います。

<副議長>

木村事務局長。

<事務局長>

お答えいたします。

女性専用外来につきましては、今の知事の目玉施策ということでやられたわけでございます。

それで、私どもも手を挙げて、その施策に協力してきたという経緯がございますけれども、年

数がたつて十分目的を達してきた、と。こういう女性専用外来をやる医療機関がふえてきまし

た。公的といわず、民間のほうもございまして、補助金と

いう制度はもう目的を達したので、本年度やめたいというのが一つと、それから県自体も財政

が苦しいというような状況も聞いておるところでございます。

ということで、補助目的がおおむね達成したということと、財政が厳しいと、2つの理由だ

というふうに聞いているところでございます。

<副議長>

藤井議員。

<4番 藤井 修議員>

そうすると、本院のほうではまだおやりになっているのでしょうか。あるいは、ちょっと

20年度のほうを見ますと、まだ分院のほうは1,000円だけありますけれども、分院のほ

うでは一切やらないと、行わない、本院だけでおやりになると、こういう理解してよろしいで

しょうか。

<副議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

補助金制度は廃止になりましたけれども、本院では女性外来を引き続き必要と考えまして実

施しているところでございます。

<副議長>

いいですか。

<4番 藤井 修議員>

はい。

<副議長>

では、鈴木管財課長から答弁がございます。

<管財課長>

先ほど、石井議員から30億円という数字を言われたんですけども、医療機械の平成19年度の購入器具類は本・分院を合わせて2億55万円です。これと今回の補正分を合わせた金額となりますので、30億円ではなくて3億円余の医療機械の金額でございませ

<副議長>

では、ほかに質疑はございせんか。

石井量夫議員。

<2番 石井量夫議員>

入院と外来の患者さんが減っているのに、薬品と診療材料費が値上がっているというのは、このギャップはどう説明してくれますか。

<副議長>

鈴木管財課長。

<管財課長>

診療材料費でございませんですけども、薬品費につきましては、先ほど事務局長から説明ありましたように、泌尿器科患者数の減少に伴いまして高額なホルモン剤等の使用量が減少し、前年度に対して減となっておりますが、一方、前年度の比較対比で増収となっている外科、消化器科等で消費が収入と比例してふえてございます。それで全体増として薬品費に出ているわけです。

また、診療材料費につきましては、心カテ室、アンギオ室、手術室等において消費が全体的に予想以上に上回ってございます。4月から1月期におきまして、心カテ室で前年度と比較いたしまして1,390万円の増——心カテ室については経皮的冠動脈形成術用のカテーテル、造影剤の自動注入装置消耗品、血管内手術用カテーテル等の使用増によりまして、この数字が出てございます。アンギオ室につきましても、約1,300万円の増——脳外科の血管塞栓術

の症例等がふえたことにより材料費がふえてございます。手術室につきましては約

1, 280万円の増で、心臓血管外科で人工心肺回路、人工弁、人工血管の増、整形外科ではプレート、人工関節等の使用がふえてございます。それからNICU、GCUにつきましては、それぞれ各品目等の使用量の大幅な増になってございます。これらのことが要因となりまして、平成19年度の材料費がふえてございます。

以上でございます。

<副議長>

石井量夫議員。

<2番 石井量夫議員>

診療材料費とかは使えば使っただけ患者さんからもらえるし、保険請求もできると思うんですけども、材料費だけが上がって売り上げが少なくなるという——材料費が上がれば売り上げも上がってこなければ多分いけないと思うんですよ、ただでやっているわけではないんだから。だから、患者さんが減ったなかで診療材料費だけ上げる——今課長が言ったやつは、それは全部診療報酬として請求できる、そこに諸費用とか何かも入れて、材料費もできるし——材料費だけが上がってしまったという、それは、たださっき並べたやつだけで上がったのはわかるけれども、では、それに伴う収入があると思うんですけども、その上がった分だけの——泌尿器科はなくなったから別として、今課長が挙げたものの一部分でもいいです、診療請求というのは幾らぐらい上がっているわけですか。

<副議長>

答弁をお願いします。

鈴木管財課長。

<管財課長>

今ちょっと手持ちに数字を出した資料がございませんので、後でその資料を出したいと思えます。

<副議長>

いいですか。はい。

< 2番 石井量夫議員 >

では、勘ぐりだけでも、これだけ課長がさっきいろいろな材料を挙げましたよね。それは使っていれば使ったと——診療材料がなくなるんだけれども、疑うわけではないけれども、看護師さんとかドクターの中で使ったときにつけ忘れていけば、請求漏れになってしまうと思うんですよ。だから、それを看護師とかドクターで使った、高額なやつを使ったやつをそのまま診療材料費として請求漏れがある可能性があるから、使った分と請求した分のチェック合わせというのはやっていますか。

< 副議長 >

山寄医事課長。

< 医事課長 >

高額な治療材料につきましては、チャージラベルといいまして、ラベルが——使った患者さんの名前が入ったものが、医事課の保険請求のほうへ行きまして、必ずそれをチェックしております。全員、高額な材料についてはチェックしておるんですけれども、1万円以下とかというところまでは……。実際、ラベルについては全部確認しております。その段階です。

< 副議長 >

よろしいですか。

< 2番 石井量夫議員 >

いいです。

< 副議長 >

ほかにございませんか。

福原議員。

< 11番 福原孝彦議員 >

補正予算についての質疑を行います。

入院収益のほうでマイナスの2億7,285万3,000円、患者数の減、診療単価の増。そして外来収益のほうでマイナスの7,460万2,000円、同じく患者数の減、診療単価の増ということでありますけれども、冒頭で企業長がおっしゃいましたけれども、1カ月で年

度決算を黒字にするのは大変難しいということでありましてけれども、今まで報告をいただいて
いる中で月次決算もすべてマイナスのように思っておりますけれども、実際月々でそれぞれこのマイナスを減らしていかない限りは、年度末に黒字にすることはやはりできないと思うんですね。

そういった中で、現場に働く方々に収益改善に向けてどのような具体的な指示を行っていらっしゃるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

<副議長>

木村事務局長。

<事務局長>

月次の決算につきましては、今、福原議員がおっしゃられたとおり、赤字傾向なんですけれども、この10カ月を見ますと黒字であったときもあります。最近3カ月は赤字でございますけれども。それで、この月次につきましては、毎月、きょうも行われたんですけれども、病院運営連絡会議というのがございまして——幹部クラスの職員が会議を開くんでございまして、そこでも報告して、赤字についてこれだけあると、それから病床利用率とか入院収益、それと外来収益、それから人数とか、すべて要素となるものについてはご報告して、何が悪ければ数字が悪くなるというのはもうこれで歴然としておりますので、収入をふやそうと、それから一方においては経費を減らしましょうと、あるいは無駄な費用は使わないようにしましょうと、ということをその都度、月々、毎月月末に言っているところでございます。

それから、管理運営会議という幹部の会議がございましてけれども、そちらの席でも必ず月次の報告をいたしまして、この2回、3回赤字が続きましたので、何とかしなければいけないということで、例えば病床利用率を上げようとか、そういういろいろな策をそこで練っていると、ころでございまして。

ということで、病院の月次の状況がどういう状況にあるのかということについては、少なく

とも幹部職員は十分承知しているというふうに考えておりますし、企業団の目標は最低限の収支均衡ということと、それから何度も言いますけれども、構成4市から17億円の負担金をいただいているということについては十分認識しているつもりでございます。

<副議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

管理運営会議等で諮っているというお答えですけれども、実際に実績が上がっていないわけですね。黒字にならなければ、やはり病院経営は大変難しい。そして、4市からの負担金があるということですから、その辺については実質的には4市からの負担金があれば大幅な赤字になるわけですけれども、管理運営会議で毎回やっていらっしゃるということで、なおかつ実績が上がらないということは、それなりに何か理由があるというふうに思うんですけれども、やはり黒字にならない理由はどのように考えていらっしゃいますか。

<副議長>

木村事務局長。

<事務局長>

ならない理由というのをずばりと言うことは非常に難しいんですけれども、まず、収入と、それから支出の差が、収支差額が赤か黒かというのを決める尺度になるわけですけれども、どちらかを、収入を上げるか、あるいは経費を下げるかすれば黒字が出てくるということでございます。収入を上げるためにはどういうことをするのかということでございますけれども、病院においてはお医者さんの努力というものが即収入にはね返りますし、事務でいえば、経費をいかに節減するかということが費用を削減する効果が出てまいります。

そういうことで、具体的にそれらの施策をとったのかということでございますけれども、いろいろ月々そういう状態であるということ認識しながら、収入を上げましょう、経費を下げましょうということで努力はしているところでございます。

<副議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

そうしますと、実際、会議が充実していれば、当然、黒字になっていかないわけではないと思

うんですね。末端の働いている—末端という言い方はちょっと失礼ですけども、お医者さん

もしくは看護師さんには具体的にどんな指示が行っているのでしょうか。

<副議長>

木村事務局長。

<事務局長>

今回の平成19年度は看護基準を7対1にすると、手厚い看護でございますけれども、これ

をとろうということで、すべてのベットにこれが適用されるわけでもございませんけれども、

7対1の基準をとりましょうということで協力していただきたいということを企業団の方針と

して言っているところでございます。

それから、先ほど言いましたように、マンパワーが確保されれば、それがサービスになりお

金になるわけでもございますので、私どもとしては、今言った看護師の確保——これは非常に難

しい問題で、どこも悩んでいるんですけども、看護師の確保、それからドクターの確保、そ

ういうものについて最重要課題と、それでまた月々、毎日、あらゆる機会を通じてやっている

ところでございます。

それで、非常に評価というのは難しいんですけども、具体的な成果がなければ、何もやっ

ていないのかということでございまして、なかなか評価に結びつかないというのが現状でござ

います。私どもとしては努力をしていると。

それから、赤字、黒字の話なんですけれども、一般論として言えば、黒字が大きければ大き

いほどいいわけでもございますけれども、医療の世界におきましては、よく言われますように、

収入の面が、言ってみれば公定価格でございまして、国が決めているということで、努力した

としても限界というものがございまして。

それから支出のほうについては、先ほどの薬剤とか診療材料とかいろいろありますけれども、
給与、もう一番大きいんですけれども、それはある程度の基準はありますけれども、絶対的な
基準というものはない——ということで、その辺をいかに切り詰めていくのか
ということが経
営的に成功するかどうかということなんですけれども、公営企業は黒字が出ればいいというも
のでなくて、4市に対して十分な医療サービスを提供すると、市民の方が満足
されるというこ
とも同時に重要でございますので、その2つの目標に向かって病院では努力し
ているというこ
とでございます。

<副議長>

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ございませんね。

鈴木管財課長。

<管財課長>

先ほど石井議員のほうからご指摘のございました科の収益について、資料によりご報告した
と思います。

18年、19年、対前年度比でございますが、1月末でふえた主な科は、消化器科で約1億

1,200万円、それから内科で約1億700万円、外科で1億2,300万
円、呼吸器外科

5,200万円、脳神経外科で3,800万円、耳鼻咽喉科で3,700万円、皮膚科

3,600万円、心臓血管外科2,400万円、循環器科1,200万円で、これらの科が大
きくふえてございます。

その反面、マイナスになっている科でございますが、総合診療科で3,100万円ほど、泌

尿器科につきましては大きく落ちまして3億5,800万円、精神科で1,400万円、新生

児科で1,800万円、形成外科で1,100万円、産婦人科で6,500万円と、これらの

科でそれぞれの増減がございました。

<議長>

では、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

では、質疑を終局と認め、討論を省略し、採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第6号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)については
原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計予算についてを議題といたします。

補足説明をお願いします。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第7号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について補足説明いたします。

この20ページから成る予算書の資料をごらんいただきたいと思います。

1ページでございます。1ページをお願いします。

ちょっと読ませさせていただきます。業務の予定量でございますけれども、20年度につきま
しては、本院事業、病床数につきましては一般病床619床、結核病床26床、感染症病床
6床、計651床でございます。

年間の患者数の見込みでございますけれども、入院患者数20万8,050人、外来患者数
34万3,000人、計55万1,050人でございます。1日平均患者数で
ございませ
ども、入院患者数570人、外来患者数1,400人でございます。

主要な建設改良事業でございますけれども、医療機械整備事業として3億306万

9,000円、備品整備事業として8,566万7,000円でございます。

分院事業でございますけれども、一般病床が36床。

年間患者数でございますけれども、入院患者数1万1,315人、外来患者数6万

7,375人、計7万8,690人でございます。1日平均患者数は入院患者数が31人、外

来患者数が275人。

主要な建設改良事業で、医療機械整備事業として341万円でございます。

看護師養成事業でございますけれども、学年定員1年から3年まですべて35名、計105

人でございます。学生数でございますけれども、1年35人、2年31人、3年39人、計

105人でございます。

2ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございますけれども、収入でございます。

第1款本院事業収益でございますけれども、153億3,814万1,000円。第1項医

業収益137億3,018万1,000円。第2項医業外収益でございますが、16億

796万円でございます。

第2款分院事業でございますが、7億1,789万9,000円。第1項医業収益7億

272万6,000円、医業外収益1,517万3,000円。

第3款看護師養成事業収益でございますけれども、1億4,850万円。項も同額でござい

ます。

特別利益2,000円でございます。

この収入はすべて合わせますと162億454万2,000円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款本院事業費用152億9,263万円。第1項企業団管理費ですが、240万

1,000円。第2項医業費用でございますが、144億8,829万2,000円。第3項

医業外費用8億193万7,000円でございます。

第2款分院事業費用でございますが、7億1,632万9,000円。第1項医業費用が

6億9,492万9,000円。第2項医業外費用2,140万円。

看護師養成事業費用でございますけれども、第1項看護師養成事業費用1億4,850万円。

それから、第4款特別損失4,208万3,000円。

予備費500万円。

この支出の合計も162億454万2,000円ということで、収支均衡の3条予算をつく

らせていただいているところでございます。

次に、4条資本的収入及び支出でございますけれども、収入。資本的収入については

120万6,000円。第1項企業債から第3項他会計負担金、第5項の寄附金から第7項固

定資産売却代金まで、それぞれすべて1,000円としたところでございます。

第4項の国県

補助金は120万円。

支出でございますけれども、13億9,717万3,000円。第1項建設改良費3億

9,442万1,000円、第2項企業債償還金9億9,935万1,000円、第3項投資

及び有価証券取得費240万1,000円、第4項予備費100万円でございます。

それで、資本的収入及び支出については、資本的収入額が支出額に対して不足する額が

13億9,596万7,000円でございますけれども、それにつきましては過年度損益勘定留

保資金13億9,596万7,000円で負担することといたします。

第5条債務負担行為でございます。3ページでございますけれども、ガスコー

ジョン設備の設置並びにリースでございますが、これは熱と電気を同時に供給するシステムで

ございますけれども、これについて15年4月から30年3月までの180月についての債務の

負担行為の設定をしております。限度額は3億6,099万円。20年度についても

2,406万6,000円予算措置しているところでございます。

第6条一時借入金でございますけれども、限度額を10億円と定めます。

それから第7条でございますけれども、予定支出の各項の経費の金額の流用については、医

業費用と医業外費用にするということでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、本院事業につ

いては、まず職員給与費82億4,230万6,000円、交際費60万円。

分院についても

職員給与費4億6,454万5,000円、交際費5万円でございます。看護師養成事業につ

いても職員給与費1億1,676万7,000円、交際費16万5,000円でございます。

たな卸資産の購入限度額については32億9,133万3,000円というふうにしてい

ただきます。

それから、重要な資産の取得及び処分でございますけれども、そこに書いてございますよう

に、医療機械と備品について。医療機械についてはマルチカラーレーザー光凝固装置外4点、

計5点、それから備品としてはオーダーシステムサーバ用ディスクアレイシステム一式という

ことで、これらを取得したいというふうに考えているところでございます。

それでは、続きまして、予算明細書に従いまして細部についてご説明いたします。1ページ

から42ページまである資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

それでは、1ページをごらんいただきます。

19年度に比較して増減の大きい収支を中心に説明申し上げます。

本院事業収益でございますけれども、1目入院収益ですが、101億2,163万

3,000円で、7,493万3,000円の増加を見込んでおりますけれども、7対1看護

基準の維持、DPC導入による効果などを見込んだ結果、1日当たり患者数が昨年度の

600人から570人と30人減少いたしましたけれども、1人1日当たりの診療額が4万

8,650円と、昨年度の4万5,750円から2,900円増加したことによるものでございます。

2目外来収益につきましては、30億8,014万円ですが、泌尿器科等一部診療科の休診

等によりまして、1日あたり患者数が昨年度の1,550人から1,400人と150人減少

したことによるもので、1人1日当たり診療額が8,980円と昨年の8,200円に比べ780円ほど増加しておりますけれども、患者数の減少はカバーできなかったということでございます。

次に、医業外収益の3目負担金交付金でございますけれども、1節構成市負担金を1億8,868万5,000円減額して、13億7,951万3,000円にするもので、現行の中期経営計画に従って行うものでございます。

3ページをごらんください。

分院事業収益ですが、1目入院収益3億267万6,000円、2目外来収益3億5,371万8,000円と、ともに昨年度より増額を見込んでおりますけれども、入院、外来ともに患者数がふえていることによるものでございます。

看護師養成事業収益ですが、3目負担金交付金でございますけれども、1億2,048万7,000円で、1,131万5,000円の減額になっておりますが、これも中期経営計画に従い、構成市の負担金を減額したことによるものでございます。

先ほどご説明いたしました医業外収益のものと合計すると、構成市の負担金は2億円の減額ということになります。

次に、支出についてご説明いたします。

8ページをごらんください。

本院事業費用でございますけれども、1目給与費でございますけれども、2節医師給、3節看護師給につきましては、職員数の減によるもの。5節事務員給については、派遣職員についての支払いが変更されたことなどによりまして、それぞれ減額となっております、給料全体では30億2,868万3,000円で、昨年度に比べ1億4,436万9,000円の減を見込んでおります。

手当につきましては、6節の企業長手当に、今回条例提案させていただいた診療手当等による240万2,000円の増を見込み、7節の医師手当については、本年1月から実施いたし

ました救急診療手当の増額や業務調整手当などの新設によりまして1, 202万1, 000円の増。8節看護師手当、10節事務員手当については、対象者の減少によりまして減額し、手当全体では25億6, 799万4, 000円で820万6, 000円の減を見込んでおります。

11節の賃金でございますけれども、次のページでございます。臨床研修医、看護師等ある

いは医療事務職員など臨時や非常勤職員がふえたことによりまして11億733万

4, 000円で、2億5, 090万8, 000円の増を見込んでおります。

次に、2目材料費でございますけれども、2節診療材料費につきましては、心臓ペースメー

カー手術に伴う材料の増等によりまして16億2, 972万4, 000円で、8, 378万

3, 000円の増を見込んでおります。

3目の経費でございますけれども、7節光熱水費につきましては19年度の実績を踏まえ

3億8, 379万2, 000円と、1, 979万2, 000円の減額とさせていただきます。

ます。

15節委託料ですが、各種契約内容の仕様の見直しや変更によりまして6億3, 968万

9, 000円と、2, 986万2, 000円の減額とさせていただきます。

4目の減価償却費でございますけれども、平成15年度の開院にあわせまして平成14年度

に整備いたしました建物附属設備、医療機械などの償却が昨年度に終了したものがあつたとい

うことによりまして、1節の建物・建物附属設備につきましては9億1, 998万

3, 000円で、3, 925万7, 000円の減。2節の機械備品で5億203万

7, 000円で、1億5, 631万9, 000円の減とさせていただきます。

3項の医業外費用でございますけれども、1目の支払利息及び企業債取扱諸費のうち1節の

企業債利息につきましては4億670万2, 000円で、3, 648万7, 000円の減とな

っておりますが、昨年度に償還が終了した医療機械などがあったことによるものでございます。

続きまして、分院事業でございますけれども、14ページをごらんください。

1目給与費でございますけれども、給料につきましては1億4,714万7,000円で、

491万1,000円の増。手当につきましては1億2,838万8,000円で、

1,677万3,000円の増となっておりますが、人員増、医師手当の増などによるもので

ございます。

3目の経費でございますけれども、11節修繕費は3,653万5,000円で、

2,263万5,000円の増となっておりますが、これは診察室、病室、トイレの改修工事

によるものでございます。

続きまして、跳んで21ページをごらんください。

特別損失のうち、3目その他特別損失でございますけれども、1節医療費回収不能損失額と

いたしまして、平成17年度分に係る医療費3,507万円の不能欠損を見込んでおるところ

でございます。

続きまして、資本的収支についてご説明申し上げます。

23ページをごらんください。

資本的収入の4項国県補助金は、医師確保推進事業を実施し、1名確保することを見込んだ

県費補助金収入でございます。

資本的支出でございますけれども、1項建設改良費の2目設備費でございますけれども、

1節医療機械器具費といたしましてマルチカラーレーザー光凝固装置、人工心肺装置システム

の購入に3億647万9,000円を見込み、昨年と比べまして1億592万9,000円の

増とさせていただいております。

2項1目1節の企業債償還金でございますけれども、医療機械について昨年度、一部償還が

終了したことによりまして9億9,935万1,000円で、1億1,345万9,000円

の減となっております。

3項投資及び有価証券取得費の2目1節の長期貸付金として240万円見込んでおりますけれども、医師研究資金貸付に伴うもので、企業団が行う事業に費用の2分の1は千葉県が負担するというものでございます。

なお、資本につきましては、収支差額13億9,596万7,000円につきましては過年度損益勘定留保資金をもって補てんすることにしたいと考えております。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<副議長>

補足説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑はございませんか。

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

いろいろ説明いただいたんですけれども、この20年度予算のことで、外来患者数と入院患者数の予定が、それぞれ入院患者数の予定が570人、外来患者数の予定が1,400人となっておりますけれども、今年度、平成19年度の資料を見ますと、君津中央病院企業団全員協議会資料の30ページ、これを見ますと、2月、3月はまだ出ておりませんが、推移を見ると、入院患者数で545人、516人、520人となって、なし崩しにしりすぼみになっている状況で、なぜ4月に、平均といってもあれですけれども、570人の数値を出したのか。外来患者数についても1,340人、1,405人、1,330人と、こうなっているにもかかわらず、何ゆえ予算として1,400人なんかを持ち上げて、ここへ立ち上げてきたのか。要するに企業努力して、この4月からはある日突然570人に入院患者がなって、外来患者数が1,400人になると。どういう見通しをもって、こういう数字を出したのか、お聞きします。

<副議長>

小河原財務課長。

<財務課長>

私の方からお答えを申し上げます。

確かに19年度中の推移、520名前後の月もありました。そこから見ますと厳しいんですけれども、全員協議会また本日につきましても企業長のあいさつにもありましたとおり、医師の確保、看護師の確保等を重点的に行いまして、それに伴う患者数もふえていくということで、そういった答弁とのタイアップということで考えております。

入院につきまして、泌尿器、その診療、医師が減ったというせいにもしたくはないんですけれども、そういったところの確保、それから外来の充実という中で患者様の増を考えております。

以上です。

<副議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

考えは結構なんですけれども、現実に関今2月のもう終わりですよ、2月の終わり。来月

1カ月でまた3月が終わる。そういうときに、この推移を見れば—もうわかりませんよ、3月

突然570人になるかもしれないんだけど、今あなたが言われたことによれば、看護師増、医師がふえなければならぬと。逆に考えると—そういうふうにとったんですけれども、

3月に医師がふえて、看護師がふえる、要するにすべてが網羅されるような状況になるとは、

とても僕は考えてない。そういうときに、やはりこういう数字を立ててやっていくのはいかが

なものかと思うものですから、やはり資料として出す場合に、やはり本当に見合った—推移を

見たら、だれが見たところで570人はおかしいではないかと、病床利用率も80%を割って

いるときに、それが570人になんかできっこないだろうと、だれもが考えるものですから、

もう一度この予算の見直しを求めます。要望でいいですよ。

<副議長>

ほかにございませんか。

大瀬議員。

<5番 大瀬 洋議員>

1点だけ、ちょっと確認させていただきたいと思いますが、平成19年度は終わったわけで
ございませんけれども、平成19年度の総括をどういうふうにされて、そして、これを平成
20年度、もうこうやって出てきておる数字でございますから、どういうふう
に生かされてき
たのか、そこのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

<副議長>

木村事務局長。

<事務局長>

先ほど石井議員のご指摘にもちょっと言及するかもしれませんが、1月まで10カ月
でございますけれども、この累計で入院については昨年度の585人に対しては554人でござ
います。それから、外来については1,490人に対して1,378人という
ことで、それ
ぞれ数値が低いということは現場も、私どもも十分承知しておりますし、確かに2月はかなり
上がってきておりますので、それぞれ、そんな無理な数値ではないというふう
に認識している
ところでございます。

では、そうならなかったら、どうするのかと言われると、これは困るんです
けれども、今の
趨勢からすると、12月、1月は言ってみれば底だったのではないのかなとい
うふうに考えて
いるところでございます。

それから、19年度の1月に2億2,000万円の赤ということでございま
すけれども、こ
れは本院分でございますが、分院は非常に数値がいいんですが、本院の場合、
昨年2月は
9,800万円の赤字、それから3月は1億1,800万円の黒字でございま
した。赤字、黒
字というのは一年をトータルすれば正確に業績を反映しているんですけれども、
月次の場合は
必ずしも反映していないと——全く反映していないというわけではございませ
んけれども、反
映していない部分もあるということで、この2月、3月で昨年並みにいけば、
少しは黒が出て

くるのではないかと。全体の2億2,000万円という赤字があるので、それを打ち消すほどにはいかないんですけれども、もう少し縮小できるのではないかというふうに思います。

それで、19年度をどういうふうに総括するのかということでございますけれども、17年度、18年度、非常に負担金ということで4市からのご支援いただいたんですけれども、幸いというか、非常に企業団が努力をした結果でございますけれども、17年度につきましても2億数千万、それから昨年につきましても本院では1,000万円ということで、黒字というか、赤字を出さないで済んだというような状況でございます。

とすれば、ことしも赤字を出さないようにと、収支均衡するようにとということで目標を立てたわけでございますので、今の10カ月の段階でなかなか総括というのはいえないんですけれども、とにかく赤字が出るんだったら、それをできるだけ少なくすると、それで分院のこともありますけれども、企業団全体では絶対赤字にしないというような目標を掲げてやっていく必要があるのでないかというふうに思います。

それで、私どもの努力だけでできる部分と、そうではできない部分がございます。それで、医師不足等については私どもだけの力で—看護師もそうですけれども、解決できる問題ではないと。それから、同じような規模の公的医療機関が黒字でもう大船に乗ったというようなところは多分余りないと思うんですよね。みんなぎりぎりの経営を強いられているというような状況でございます。

ですから、現時点では、「よくやった」と総括できるように、今後1カ月努力していきたいというふうに思っておるところでございます。

<副議長>

大瀬議員。

<5番 大瀬 洋議員>

まだ終わったわけではございませんので—残っていますので、19年度の当初計画に対しま

して大きな面で総括していただいて、そして20年度に特色ある反映をしていただきたい。これが積み重なっていけば、落ちついた経営もできてくるのではないかな、このように思いますので、ぜひお願いしておきたいと思います。要望しておきます。

<副議長>

では、いいですか。

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

それでは、議案第7号について質疑を行います。

年間患者数が私どもがいただいた補正予算後と比較しますと、年間患者数で計でいきますと大体100.61%、前年度対比ですね。1日の平均患者数についても100.71%。そして、収益のほうですけれども、補正予算後と比較しますと、本院の事業のほうで101.3%。そして、分院のほうで104.4%。逆に支出のほうですけれども、本院のほうで100.6%、分院のほうで105.3%と、非常に数字的に現状維持のような感じの数字になっているわけですけれども、先ほど木村事務局長のほうからもありましたけれども、余りにも数字が現状維持的な計上の仕方ではないかというふうに考えているんですけれども、この現状維持的な考え方ですと、今年度の補正予算でもマイナスであったように、同じような形で確かに余り収益を上げないというような方法もあろうかと思えますけれども、同じような結果に何か最終的にはなるのではないかというふうに予想されるのがあるんですけれども、この点について改めてお尋ねをしたいと思います。

<副議長>

木村事務局長。

<事務局長>

まず、見込みという問題なんですけれども、平成20年度を見込む場合に当然、現1月、2月でございますので、かなり固まった数値をもとにして、言ってみれば控え目に数値を見込

んでいるわけでございます。ですから、言ってみれば、できないことをできるというふうなことはやっておりませんので、このくらいは大丈夫だろうというふうに見込んでいるわけでございます。

ただし、予測できない事項が出てまいります。今回も、7対1ということで6月からやらせていただきましたけれども、同時に、年末に入りまして病床利用率が下がってきたというふうな状況がございまして、入院について7対1効果が薄れてきたというような状況もございまして、それから、外来については、一部診療科目が休診になったということで、数字にはっきりあらわれるほど、入院、そして外来とも減っているわけでございます。

もちろん、収益が減るということは、費用のほうも一部減るんですけれども、収益が減ると同じように費用も減れば、それはプラマイゼロなんですけれども、必ずしもそうはいかないということで、今後20年度はどうなるのかということは見込みが立てづらいんですけれども、控え目にさせていただいたということでございます。

それともう一つ、明るいといっておかしいんですけれども、多分よく働くのではないかと、今回の診療報酬改定で、医療費そのものは国の政策に従いまして丸めると下がってしまうんですけれども、私どものような急性期の医療機関につきましては、救命救急への配慮とか、あるいは小児に対する配慮、それから事務も含めて勤務医に対して支援していく、評価していくということとか、あとDPCというものが導入されましても手術等については出来高払いで評価するという、その点数につきましても、かなり今よりも高い点数で評価するというような動きもありますので、そういうのに乗っかるということはおかしいかもしけれども、うまく基準に合えば、ある程度の収入は今以上に見込めるのではないかと、ということでございます。

そういうことを、何よりも私どもの一番の施策は、とにかく医師なり看護師なり、そういう実際に価値というか、を満たす方々がいないことには、幾らかけ声だけでは数字にあらわれてこないわけでございますので、その確保に努め続ける。もうこれでいいということではございませんので、そういうことでやっていきたいと思っております。

<副議長>

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

では、質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第7号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成20年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦についてを議題とします。

補足説明をお願いいたします。

木村事務局長。

<事務局長>

議案第8号について補足説明いたします。

議案資料11ページをごらんいただきたいと思っております。11ページでございます。

本議案は、構成4市にお願いする負担金の割り当てに関するものでございます。本院の施設整備費、運営費、附属看護学校の運営費につきまして総額15億円の負担をお願いし、企業団

の規約に定める配分方法により各市に割り振りさせていただくものでございます。

各市ごとの負担額、それから納期ごとの金額、また納付の期限につきましては、そこに記載のとおりでございます。

よろしくご審議くださるよう、お願いします。

<副議長>

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第8号 平成20年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金の分賦については原案のとおり可決されました。

以上で議案の全部を議了しました。

企業長よりあいさつがあります。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

日ごろは大変多額の負担金をちょうだいしておりまして、本当に4市の皆さんには大変お世話になっております。また、本日は大変お忙しい中を議員の皆様にお集まりいただきまして、長時間にわたっていろいろご議論いただきまして、本当にありがとうございます。

8議案につきましてご可決いただきまして、本当にありがとうございます。

議員の皆様から大変いろいろなアドバイスをちょうだいしたり、あるいはいろいろご心配をたくさんいただいているということをも身をもって感じた次第でございますが、とにかく私たちいつも考えているのは、どんな医療制度に、診療報酬体制になっても、うちの病院の機能とい

いますか——どういう仕事をやるべきか、地域の皆さんに満足いただけるような、きちんと医療レベルは保たなければいけないというのが職員一同考えている内容でございます。とにかく医療制度改革に始まりまして8年間——そこに石井議員いらっしやいますけれども、先生よくご存じだと思っておりますが、診療報酬が下げ続けておるわけでございます。今度の4月からの診療報酬も、一応見かけ上は0.38%上げた、上げたというふうに新聞で報道されて

いますけれども、薬価その他の引き下げで結局0.82%の引き下げになっているわけですね。もう、結局これでもう10年間引き下げということになるわけでございますけれども、その中に結局大きな問題は、やはり医師確保対策が大変難しくなっている。とにかくお金を出せば

医師が集まるという時代から、医者がいないということになってきたんですね。「医療崩壊」という言葉は、医師確保が大変だとか、あるいは看護師の確保が大変だという議論の次に来て、

「崩壊」ということは最終段階に至っているわけですね。それが自治体病院の現状といえば現状でございます。こぼし話としていけば、そういう話になるわけでございます。

それが結局いろいろな意味で診療体制のいろいろな抑圧といいますか、診療制限というか、結局もう現場の職員が非常にくたびれて、「それならもっと楽な仕事に行くよ」というふうな、必ずそういう言葉が出てくるという——まあ、寝ないで働くというわけにもいきませんが、そういう労働時間の問題とか、非常に前から取りざたされてはいたけれども、ここに来てそれが本当にもう浮き上がったという感じがいたします。

そういうことがいろいろな形で、患者数の減少とか——1つの科がなくなりますが、世間では「もうあの病院は何かすごく医者が全部足りないのではないか」と。そうしますと、どうも患者さんもなかなかおいでにならなくなるというような、世の中の風評というのは恐ろしいものでして、そういうような影響が少なからずあるのではないかなと思います。

そういうことで、先ほど事務局長のほうからいろいろな説明がありましたが、毎月、運営会議とか、あるいは幹部の管理運営会議とか、その場で常に話題になっているんですが、いろいろなファクターを考えて、それを一つずつつぶしていくというような気持ちで常にやっております。

それを、では具体的に何かというのは——いろいろと、だんだんと試行されておりますけれども、とにかく4月からの診療報酬改定というのがありますが、その中でうちの病院にとって何が有益であるかと、いい方法であるかというものを選んで、やはり収益を考えていかなければならないし、それから一つはDPCの問題もありますし——これは国が進めている包括医療なんです、そういうことと、去年6月から看護配置基準を変えまして、そして看護師さんが非常に少ない中を看護師さんを中心として大変努力していただきました。それが少なからずプラスになっておりますし、今後多分、アメリカ流の看護基準からいきますと、もっと厳しい看護基準をつくってくると思いますが、今絶対数が足りないものですから、そういうふうな方向にすぐは動けないと思います。

そういうことで、今度の診療報酬改正が3次救急を扱っているうちの病院あるいは小児科とか産婦人科とか、そういう領域に手厚くしていこう、あるいはそういうところで働いている人になるべくプラスになるようにというような見方を最近されつつありますので、かなりプラスが見込めるであろうという気持ちもかなり……こんなことを言っていると、「おまえ甘いので

はないか」と言われますけれども、やはりそう考えていかないと、絞るところはかなり支出は絞ってきておりますので、働く意欲がなくなるような状況をつくってはまずいし、なるべく制限しなければならぬところは制限しなければいけないしという、そこらのあんばいがなかなか難しいところがございますけれども、その点をご理解いただいて、とにかく地域の医療を——これは医師会の先生方と十分連携しないといけないのですが、当院にご紹介いただける、あるいは入院したほうがいい患者さんは極力うちの病院を使っていただくとか、いろいろな形で今後いろいろな努力をしていきたいなど。そして、地域の皆さんにうちの病院の状況をよくご理解いただいて、そしていろいろ上手に使っていただくということも考えなければならぬし…

…そんなことを、もろもろのことを日ごろ考えております。

医師確保あるいは看護師確保も、ただ口で理屈を言っているだけではなくて、もっと具体的に、頻繁に行動して、歩き回って探すというぐらいの意欲がないとだめだと、私はいつもそういうことを考えておりますけれども。そんなことで、議員の皆様にご理解いただけるようにやっていますので、今後ともよろしくご支援のほどお願いしたいと思います。

大変長々としゃべってしまいましたけれども、何か、先ほどからのいろいろご質問の中をちょっと一部回答のつもりでしゃべらせていただきました。

どうもありがとうございました。

<副議長>

では、以上をもちまして本定例会を閉議し、閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時40分閉会)